

やまがた県産材枠組壁工法構造用製材等認証事業実施要領

やまがた県産木材利用センター
制 定 令 和 5 年 1 0 月 1 2 日

(目 的)

第 1 条 やまがた県産木材利用センター（以下「センター」という。）は、県産木材による「やまがた県産材枠組壁工法構造用製材」を製造・流通を推進することにより、循環型資源としての県産木材の需要拡大を促進し、豊かな自然環境を保全することを目的に、「やまがた県産材枠組壁工法構造用製材」の認証に関して必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 「やまがた県産材枠組壁工法構造用製材」とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) センターが認定する事業者（以下「認定事業者」という。）が原木を納入し、センターと協定を締結した工場（以下「協定工場」という。）で生産された枠組壁工法構造用製材をいう。
- (2) 山形県産材を 100% 使用した製材をいう。

(認定事業者)

第 3 条 認定事業者とは、山形県森林組合連合会、山形県森林ノ整備事業協同組合及び山形県木材産業協同組合の他、センターが認定する素材生産業を営んでいる者で組織する山形県内の団体であること。

(協定工場)

第 4 条 協定工場とは枠組壁工法構造用製材等を行う者で、日本農林規格の認定を受けていること、かつセンターと協定を締結した事業者であること。

(認証基準)

第 5 条 センターは、次の各号にすべて該当する場合は「やまがた県産材枠組壁工法構造用製材」として認証する。

- (1) 認定事業者が協定工場に納材する原木は、県内で伐採されたことを産地証明書等で確認できること。
- (2) 協定工場は原木・貯木、製造工程及び製品保管において、山形県産材として分別管理していることを確認できること。

(認証の表示)

第6条 「やまがた県産枠組壁工法構造用製材」として認証された製品については、
「やまがた県産枠組壁工法構造用製材」であることを表示することができる。
表示は、製品及び梱包に行う。

(認証制度の普及啓発等)

第7条 センターは、行政、関係団体等と連携を図り、当該制度の普及啓発に努めるものとする。

附 則

この規定は、令和5年10月12日から施行する。